

○多摩市 就学援助費（準要保護者）審査の方法について

I 準要保護者となる対象者：前年中の世帯全体の収入状況が、認定基準以下(※)の方。

※ 認定基準額とは…世帯構成の人数・年齢に応じて定まる就学援助の認定基準額で、生活保護基準額表の基準額を用い算定します。認定基準額は世帯によって異なります。

各世帯の基準額の目安

※借家は、月額家賃上限額 69,800 円の場合

世帯人数	(例) 世帯構成	例) 前年中の世帯の総収入金額(円)	
		年間総収入額(持家)	年間総収入額(借家)
2人	母 30 歳 子 9 歳(小 4)	約 259 万円 ※母子加算後の金額	約 343 万円 ※母子加算後の金額
3人	父 42 歳 母 38 歳 子 13 歳(中 2)	約 313 万円	約 397 万円
4人	父 34 歳 母 30 歳 子 8 歳(小 3)、子 4 歳	約 349 万円	約 433 万円
5人	父 46 歳、母 39 歳 子 13 歳(中 2) 子 10 歳(小 5) 子 5 歳	約 431 万円	約 515 万円

※世帯ごとに生活保護基準額表で算出した基準額が、認定基準額となり、実際の世帯の総収入額と比べ審査します。

※給与収入以外の収入がある場合は、所得から給与収入相当額に換算して審査します。 →『簡易給与所得表(国税庁)』より換算

※ひとり親(母子、父子)家庭の場合、生活保護基準額表の母子加算を認定基準額に加算します。

Ⅱ 添付書類について

◆賃貸住宅にお住まいの方で賃貸(借)契約書の写し等を申請書に添付された場合は、共益費等を含まない月額家賃相当額(上限額 月額 69,800 円)が認定基準額に加算されます。上記表の年間総収入額(借家)欄の金額が目安になります。

※賃貸(借)契約書の写しとは、住宅の**住所地、契約(現在有効な)期間、月額家賃額、借主(要押印)、借主(要押印)**が、全て分かる部分のものです。

※都営・市営・公社住宅の場合は、申請年度の4月分以降の家賃月額のお知らせの写しを提出してください。

※家賃証明書が貼付されていない場合は、**持家扱い**とします。

※契約の名義が申請者(父・母)と異なる場合は、その方の収入も確認します。(名義人の方が多摩市以外で課税されている場合は、課税証明書の提出をお願いします。)

★通帳の引き落とし履歴、A T Mの振込み控え、領収書は不可。

★同居のご家族または親族に家賃をお支払している方(契約書無し)は、学校支援課までご連絡ください。